

佐賀県告示第百十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十二年三月十九日

佐賀県知事 古 川 康

新武雄病院	名 称	武雄市武雄町大字富岡一〇八三番地	所 在 地	平成二十二年二月一日から平成二十五年一月三十一日まで	認 定 期 限		備 考
-------	-----	------------------	-------	----------------------------	---------	--	-----